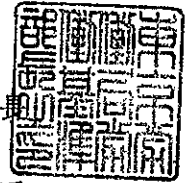




東労基収第143号の2
平成18年8月3日

社団法人 東京建設業協会 会長 殿

東京労働局 労働基準部 長



建築物等の解体等の作業におけるアスベストばく露防止対策の徹底について

標記につきましては、貴会会員事業場におかれても石綿障害予防規則等に基づき必要な対策の実施に努めていただいているところですが、アスベストが作業場外に漏洩する事案が散見されるところであり、本年6月30日には、新潟県内の小学校において、吹付けアスベストの除去作業中にアスベストが作業場所から漏洩し、付近にいた児童等がその粉じんを吸入したと思われる事案が発生したところです。

本事案の概要は、別紙のとおりですが、アスベストの漏洩は、労働者のばく露だけでなく、当該建築物の利用者や一般公衆にも影響を及ぼすおそれがあるものです。

つきましては、貴会におかれては、会員事業場に対し、石綿障害予防規則等に基づく必要な対策の実施について引き続き指導していただくとともに、今回の事案等を踏まえ、下記の事項について周知徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 石綿障害予防規則第6条に基づく隔離については、シートが破れたり接着テープがはがれたりすることのないよう、また、作業場所について建築物の構造上外部に通じる隙間がないかどうか目視、設計図書等により事前に確認し、さらに作業場所を負圧に維持すること等により外部にアスベストが漏洩することのないよう確実な措置を講じること。
- 2 サンドブラスト機は発じんが多く、また、作業場所を加圧させるものであることからアスベストの除去作業では使用を避けること。他の方法で除去することが困難な場合等やむを得ず使用する場合は、大量の粉じんが発生すること、作業場所が加圧されることを念頭に入れ、適切な除じん装置の選定、フィルターの点検及び交換頻度の設定を行い、作業場所の負圧状態を維持すること。
また、シートの養生の状況についても点検回数を増やすこと、接着テープの接着力の確保等により、アスベストが漏洩することのないよう確実な措置を講じること。
- 3 石綿作業主任者等が除じん装置の正常な稼働状況や作業場所の負圧状態を監視する体制を確立すること。
- 4 漏洩事案が発生した場合には、直ちに漏洩箇所周辺を立ち入り禁止にする等、関係労働者及び第三者がアスベストにばく露することを回避するため必要な措置を講じること。
- 5 石綿ばく露防止対策等の実施内容を建物の利用者等が見やすい場所に掲示すること。

新潟局管内の小学校で発生したアスベスト漏洩事案について

1 発生状況

小学校校舎階段をビニールシートで隔離し、サンドブラスト機を使用してアスベスト除去工事を行っていたところ、負圧除じん装置のフィルターの目詰まりにより、同装置の能力が低下し、作業場所内が加圧状態となり、ビニールシートの接着部の疲労等により生じた隙間（幅1cm、長さ15cm）から、アスベストを含む粉じんが作業場所外部に漏洩したものである。

2 発生原因

- (1) 負圧除じん装置の負圧による引っ張り、セキュリティゾーンと作業場所の間の労働者の出入りによる外力が、ビニールシートの接続部にかかったことにより、接続部の粘着テープがはがれ、当該ビニールシートに隙間が生じたこと。
- (2) 負圧除じん装置について、性能に応じた適切なフィルターの交換を行っておらず、同装置の能力低下をきたし、サンドブラスト機使用により作業場所内が加圧状態になったこと。
- (3) 負圧除じん装置の異常を知らせる警告ランプが、作業場所から離れた場所にあり、常に確認できる状態となっていなかったため、除じん装置の異常に気付くのが遅れ、加圧状態で作業を続けたこと。